

(2) 虐待対応の状況

資料2-1 虐待内容別相談状況

児童相談所	区分	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
中	中央	328	6	381	1,177	1,892
平	塚	199	12	290	933	1,434
鎌倉	三浦	128	6	88	365	587
小田	原	180	5	157	516	858
厚	木	254	7	357	1,037	1,655
大和	綾瀬	166	15	151	532	864
合	計	1,255	51	1,424	4,560	7,290
	比率(%)	17.2	0.7	19.5	62.6	100.0

資料2-1心理的虐待(再掲)

児童相談所	区分	DV
中	中央	195
平	塚	206
鎌倉	三浦	35
小田	原	126
厚	木	208
大和	綾瀬	28
合	計	798
	比率(%)	10.9

資料2-2 年齢別虐待相談状況

児童相談所	区分	乳児	学 齡 前							小学生	中学生	高校生	その他	合計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小計					
中	中央	137	100	122	137	104	121	54	638	630	292	190	5	1,892
平	塚	109	75	94	105	78	77	56	485	470	231	134	5	1,434
鎌倉	三浦	23	26	35	36	38	29	14	178	206	121	57	2	587
小田	原	78	62	56	68	42	50	23	301	275	130	74		858
厚	木	117	99	109	107	99	112	43	569	533	234	202		1,655
大和	綾瀬	52	59	62	63	49	49	25	307	304	136	65		864
合	計	516	421	478	516	410	438	215	2,478	2,418	1,144	722	12	7,290
	比率(%)	7.1	5.8	6.6	7.1	5.6	6.0	2.9	34.0	33.2	15.7	9.9	0.2	100.0

資料2-3 主な虐待者別相談状況

児童相談所	区分	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	合計
中	中央	798	53	1,007	8	26	1,892
平	塚	629	82	684	9	30	1,434
鎌倉	三浦	279	28	277		3	587
小田	原	313	42	493	2	8	858
厚	木	727	73	815	11	29	1,655
大和	綾瀬	427	44	383	2	8	864
合	計	3,173	322	3,659	32	104	7,290
	比率(%)	43.5	4.4	50.2	0.4	1.4	100.0

資料2-3で実質的に実父母が虐待していたもの(再掲)

児童相談所	区分	実父母
中	中央	491
平	塚	620
鎌倉	三浦	158
小田	原	198
厚	木	621
大和	綾瀬	297
合	計	2,385
	比率(%)	32.7

資料2-4 経路別虐待相談状況

区分 児童相談所	家族							親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	福祉事務所		町 村 役 場	児 童 委 員	保健機関		医 療 機 関
	虐待者本人			非虐待者			小 計				市	県			市 町 村	県	
	父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他											
中 央	1	34		56	143	24	258	31	235	33	63	5	4	3	2	1	42
平 塚	11	73	1	44	42	24	195	10	177	19	100		21		3		52
鎌倉三浦	1	28		13	9	8	59	4	60	11	58		3		3		3
小 田 原	4	24		18	67	23	136	20	134	15	56		15		1		42
厚 木	5	39		37	82	30	193	33	190	31	80	3	11	4	2		21
大和綾瀬	4	11		36	52	20	123	10	84	14	46	1					18
合 計	26	209	1	204	395	129	964	108	880	123	403	9	54	7	11	1	178
比率(%)	0.4	2.9	0.0	2.8	5.4	1.8	13.2	1.5	12.1	1.7	5.5	0.1	0.7	0.1	0.2	0.0	2.4

区分 児童相談所	認 定 こ ど も 園	警 察 等	児童福祉施設等		教育機関等			他 児 童 相 談 所	D V 関 係 機 関	その他			合 計
			保 育 所	そ の 他	幼 稚 園	学 校	そ の 他 ^{*1}			子 育 て 支 援 C 等	民 間 団 体	そ の 他 ^{*2}	
平 塚	562	6	4	1	144	2	121			4	13	1,434	
鎌倉三浦	298	9		1	39		37			2		587	
小 田 原	289	11	6		58		64			5	6	858	
厚 木	731	29		17	176	5	93			1	35	1,655	
大和綾瀬	395	11		2	80	2	66			1	11	864	
合 計	0	3,117	93	19	32	675	16	470	0	2	19	109	7,290
比率(%)	0.0	42.8	1.3	0.3	0.4	9.3	0.2	6.4	0.0	0.0	0.3	1.5	100.0

*1 「教育機関・その他」;教育委員会・教育相談センター・青少年相談センター等

*2 「その他・その他」;左記のいずれにも該当しない者・機関等。児童相談所による主体的認定は実際の相談経路で計上し、ここには含まない。

資料2-5 家族構成別虐待相談状況

区分 児童相談所	実父母	父子	母子	実父・ 実母以外	実父以外 の父	その他	合計
中 央	1,239	55	381	20	89	108	1,892
平 塚	854	37	241	13	120	169	1,434
鎌倉三浦	394	8	86	5	35	59	587
小 田 原	545	32	197	5	73	6	858
厚 木	1,013	26	319	26	121	150	1,655
大和綾瀬	517	34	178	5	60	70	864
合 計	4,562	192	1,402	74	498	562	7,290
比率(%)	62.6	2.6	19.2	1.0	6.8	7.7	100.0

資料2-6 児童福祉法対応状況

(1) 司法機関との連携等に関するもの

区分 児童相談所	児福法28条1項 (措置の家裁承認)		児福法28条2項 (措置の更新承認)		防止法 8条の2	児福法29条 防止法9条1項 立入調査		防止法 9条の2 1項	防止法9条の3 1項 臨検・捜索等		
	申立 件数	承認 件数	申立 件数	承認 件数		出頭 要求	指示書 発行のみ		調査実施 *1	再出頭 要求	許可状 申請
中央											
平塚	3	4			1		1				1
鎌倉三浦	3	1									
小田原											
厚木	2	2									
大和綾瀬											
合計	8	7	0	0	1	0	1	0	0	0	1

区分 児童相談所	防止法10条に基づく警察への援助依頼						その他の 警察への援助依頼 *4, 5	
	立入調査		臨検・捜索等		その他 *3 (安全確認・一時保護)		依頼 のみ	実働
	依頼 のみ	実働 *2	依頼 のみ	実働 *2	依頼 のみ	実働		
中央					2	3	1	
平塚		1		1		2	1	
鎌倉三浦						1		
小田原						1		1
厚木								
大和綾瀬								
合計	0	1	0	1	2	7	2	1

- *1 「調査実施」; 指示書を発行し、実際に児童の安全を確認し目的を達成した場合。
家庭訪問しても目的を達成できなかった場合は計上しない。
- *2 「実働」; 目的の達成不達成は関係なく、警察署員が実際に出動し何らかの動きを取った場合はすべて計上する。
- *3 「その他」; 立入調査をせず、児童の安全確認または一時保護をする際に援助要請を行った場合。
- *4 直接、警察へ依頼した児相が計上。必ずしもケースを担当する児相が計上する訳ではない。
- *5 防止法10条が適用されるもの; ①児童の安全 ②児童の一時保護 ③立入調査 ④臨検・捜索
防止法10条が適用されないもの; (例)強引な児童引き取り要求への対応、保護者面接の同席、その他、上記①～③以外で警察の援助が必要と判断される場合。ただし本統計では虐待事例に限定。

(2) 一時保護・措置等に関するもの

区分 児童相談所	児福法33条一時保護委託 *1						児福法27条1項3号措置委託 *2				
	乳児院	一時 保護所	児童養護 施設	里親	その他	合計	乳児院	児童養護 施設	里親	その他	合計
中央	20	120		16	25	181	7	2		4	13
平塚	20	88	19	24	29	180	11	3	2	6	22
鎌倉三浦	2	31	5	9	9	56	2	1			3
小田原	6	36	4		20	66	2	2		4	8
厚木	9	117	1	15	10	152	5	1	1	1	8
大和綾瀬	4	56	2	18	17	97			1	3	4
合計	61	448	31	82	110	732	27	9	4	18	58

- *1、2 法33条一時保護・施設措置については、当該年度虐待相談受理ケースのみを対象とする。
- *2 同一児童について、複数回の一時保護があった場合、当該年度内分はその都度計上する。

区分	職権による一時保護 *3						
	乳児院	一時保護所	児童養護施設	里親	医療機関	その他	合計
中央	7	28		3	2		40
平塚	3	37	3	1	2	3	49
鎌倉三浦		24	1	4			29
小田原	2	8	2		2	5	19
厚木		16					16
大和綾瀬	1	38		2	1		42
合計	13	151	6	10	7	8	195

*3 「職権一時保護」;

- 係属中の全ての虐待ケースで、保護者からの引き取り要求等に応じない目的で、
 ①保護者の意向を確認せず、または意向に反し、在宅から一時保護を行った場合
 ②保護者の同意による一時保護中に、保護者の意向に反し一時保護を継続した場合
 ③保護者の同意による措置中に、措置解除し一時保護を行った場合

区分	防止法11条3項	防止法11条4項*4	防止法11条5項		防止法12条 面会・通信の制限 *5								防止法12条の4 1項 *6					
					1項				3項									
					全部制限		1号		2号		住所情報のみ制限							
					面会のみ制限		通信のみ制限		住所情報のみ制限		接近禁止命令							
児童相談所	保護者指導 勧告	一時保護・ 施設措置	施設措置等	親権喪失 (停止含)	施設入所児童		一時保護児童		施設入所児童		一時保護児童		施設入所児童	一時保護児童				
					施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童								
中央																		
平塚																		
鎌倉三浦																		
小田原																		
厚木																		
大和綾瀬																		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

*4 「防止法11条第4項一時保護・施設措置」;防止法11条4項の規定に基づき一時保護、施設措置等を行った件数を計上する。

*5 「面会制限」「通信制限」;同一児童の保護者に対し、制限と解除を繰り返した場合、制限をかける都度計上する。

*6 「接近禁止命令」;命令に係る期間(6ヶ月)を更新する場合には、再度計上する他、解除後に再度命令を発する場合には随時計上する。

資料2-7 主な虐待の背景

区分	保護者										対人葛藤						家庭		原 因 不 明	合 計
	精神 病 患 の 疑 い	精神 病 疾 患 以 外 の 疑 い	精神 疾 患 の 疑 い	知 的 障 害	未成熟		依存症		被 虐 待 歴	暴 力 的 性 格	パートナー		親子間		親 族 間	経 済 的 困 窮	社 会 的 孤 立			
					未 成 年	そ の 他	ア ル コ ール	薬 物 等			D V 以 外	D V	育 児 不 安	一 方 的 し っ け				そ の 他		
					20	476	11	7			2	373	185	227				102		
中央	157	19	33	4	20	476	11	7	2	373	185	227	102	164	71	28	1	12		1,892
平塚	45	32	36	12	4	195	2	3		57	213	192	80	292	216	32	17	4	2	1,434
鎌倉三浦	15	2	11	2		83	6			110	35	110	11	70	106	20	5	1		587
小田原	21	22	24	5	6	379	4	4		84	108	52	10	45	73	21				858
厚木	66	23	28	4	7	303	7	6	1	179	212	251	75	294	124	44	16	4	11	1,655
大和綾瀬	11	10	6	3	4	270	2		1	38	35	227	16	143	69	20	9			864
合計	315	108	138	30	41	1,706	32	20	4	841	788	1,059	294	1,008	659	165	48	21	13	7,290
比率(%)	4.3	1.5	1.9	0.4	0.6	23.4	0.4	0.3	0.1	11.5	10.8	14.5	4.0	13.8	9.0	2.3	0.7	0.3	0.2	100.0

資料2-8 年度別虐待相談取扱い状況

年度	児童相談所	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
H30年度	中 央	324	6	253	967	1,550
	平 塚	232	6	261	682	1,181
	鎌倉三浦	92	3	85	273	453
	小 田 原	120	10	181	403	714
	厚 木	288	10	266	886	1,450
	合 計	1,056	35	1,046	3,211	5,348
R元年度	中 央	386	16	345	1,477	2,224
	平 塚	267	7	254	734	1,262
	鎌倉三浦	91	5	77	311	484
	小 田 原	158	11	176	535	880
	厚 木	346	6	367	1,135	1,854
	合 計	1,248	45	1,219	4,192	6,704
R2年度	中 央	341	10	331	1,330	2,012
	平 塚	202	9	184	670	1,065
	鎌倉三浦	108	3	72	318	501
	小 田 原	133	5	158	521	817
	厚 木	344	10	355	1,127	1,836
	合 計	1,128	37	1,100	3,966	6,231
R3年度	中 央	314	14	270	1,050	1,648
	平 塚	199	5	212	768	1,184
	鎌倉三浦	93	1	97	330	521
	小 田 原	148	11	120	519	798
	厚 木	270	10	348	1,041	1,669
	大和綾瀬	176	11	151	584	922
	合 計	1,200	52	1,198	4,292	6,742
R4年度	中 央	328	6	381	1,177	1,892
	平 塚	199	12	290	933	1,434
	鎌倉三浦	128	6	88	365	587
	小 田 原	180	5	157	516	858
	厚 木	254	7	357	1,037	1,655
	大和綾瀬	166	15	151	532	864
	合 計	1,255	51	1,424	4,560	7,290

資料2-9 虐待対策支援課の事業別活動実績

(1) 危機管理

内 容	件 数
児童福祉法第28条の申立等に係る代理人契約	7
児童虐待死亡事例等検証	2

(2) 研修

研 修 題 目	講 師	回数	人数
児童相談所新任職員研修 児童福祉司任用前講習会(法定研修)	県子ども家庭課 県児童相談所 各課長 他	7	580
児童相談所新任職員フォローアップ研修	立正大学 鈴木 浩之 准教授	1	58
児童相談所2年目研修(実務研修として実施)	里親センターひこばえ 矢内 陽子氏 子ども自立生活支援センター 鈴木副部長	2	60
児童福祉司任用後研修(法定研修)	子どもの虹情報研修センター 増沢 高 研究部長 他	6	226
市町村職員新任研修	県児童相談所 各課長	4	66
要保護児童対策地域協議会調整担当者研修 (法定研修)	明星大学 川松 亮 教授 他	5	150
児童相談所スーパーバイザー研修	花園大学 久保 樹里 准教授	1	12
児童相談所一時保護所職員研修	昭和学院短期大学 阪無 勇士助教	1	12
子どもの意見表明支援事業啓発研修	事業担当庁内講師・弁護士等	1	33
親子支援チームに係る研修 (新任、フォローアップ、スーパーバイズ)	目白大学 青木 豊 教授 他	14	133
サインズ・オブ・セーフティ対応強化研修 基礎、実践、スーパーバイズ、SFA各1回	立正大学 鈴木 浩之 准教授 他	4	136
性的マイノリティの子どもたち	NPO法人SHIP 星野 慎二代表	1	23
性的虐待対応研修 (性的虐待対応ガイドライン 他)	(福)恩賜財団母子愛育会愛育研究所 山本 恒雄 客員研究員 他	4	121
立入調査、臨検・捜索研修	相模原市児童相談所 岩城 栄二弁護士	1	68

研修講師派遣	県教育委員会主催等教育関係者向け研修への講師派遣	9回
	上記以外の研修への講師派遣	15回

(3) 医療サポート事業

依 頼 内 容	人数	延べ回数
親子の関係性の評価・精神医学的・心理学的評価	3	3
系 統 的 全 身 診 察	5	5
カ ウ ン セ リ ン グ		
セ カ ン ド オ ピ ニ オ ン	9	11
精 神 科 医 療 相 談	7	7
合 計	24	26

(4) 被害事実確認面接・3機関協同面接

検察+警察+児相	警察+児相	児相のみ	合計(実人数)
42回	22回	3回	67回(67人)

(5) その他

○児童虐待防止啓発活動 第14回東京神奈川オレンジリボンたすきリレーキャンペーン 2022/10/23

- ・ゴール:象の鼻パーク
- ・中継所:平塚市役所、茅ヶ崎市役所、藤沢市役所

ゴール会場

- ・体罰未然防止の普及啓発実施(クリアファイル配布、動画配信)
- ・里親普及啓発の資料配布
- ・おおいそ学園のみかん配布
- ・かながわキンタロウのマスコットによるPR
- ・けん玉教室及びけん玉パフォーマンス実施

※11月の虐待防止推進月間に不二家とコラボした啓発動画をYouTubeにて配信。

○児童虐待未然防止の取組み

事業名	内容	
保護者啓発事業	保護者向けリーフレット (子育てやしつけに困ったら…)	厚木児童相談所をはじめとする連絡先等の修正を行うとともに、20,000部増刷し各関係機関に配布した。さらに外国版について修正を行い、ホームページへの掲載および関係機関への周知を行った。
	支援者用解説書	各関係機関に増刷分と共に1部参考配布した。
	啓発動画(体罰未然防止)	保護者向けの動画を作成し、かなチャンTV(YouTube)で公開した。R5.3.31現在1,681回視聴
子どもの気づき啓発事業	啓発動画(体罰未然防止)	子ども向けの動画を作成し、かなチャンTV(YouTube)で公開した。R5.3.31現在1,148回視聴
	子どもの気づき啓発事業研修	出前研修として県内12市町にて研修開催を行った。内容は、体罰未然防止と子どもの権利、児相との連携について講義を行った。研修実施の12市町へは、研修についての報告を送っている。
養育スキル研修事業	基礎編	内容:体罰未然防止について 講師:虐待対策支援課事業担当 市町村児童家庭相談新任職員研修の1科目として実施(7月6日)
	実践編	内容:①市町村における体罰未然防止事業 ②体罰によらない子育て(実践編) 講師:①葉山町子ども育成課 山内氏、脇田氏(演習支援) ②公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 西崎氏 集合研修で9月1日に実施。受講者18人
	オンライン編	内容:子どもの権利と体罰未然防止について 講師:公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 西崎氏 Zoom配信でR5.2.2に実施。また、YouTube限定公開で見逃し配信を行った。受講者(アンケート回答者)35人
その他	体罰に関する意識調査	対象:神奈川県民 調査期間:R5.1.10から同年2.10まで 実施方法:県ホームページにアクセスし、e-kanagawa電子申請システムのアンケート機能で回答 周知方法:県ホームページ、児童相談所公式Twitter、子ども家庭110番相談LINEのプッシュ通知、県児童相談所、市町村児童福祉主管課、保育所等におけるポスター掲示 実施結果:県ホームページに掲載 回答数:1,308件 体罰禁止の法定化認知度:71.8%(前年度比1.5%減) 体罰の容認度:3.0%(前年度比0.1%減) 子どもに与える影響の認知度:53.5%(前年度比0.5%減) 体罰以外のしつけの方法を学ぶ意欲:66.8%(前年度比1.6%減) 自由記載の傾向:「子どものために必要なしつけ」(自由記載回答)については、いずれの性別、年齢においても「体罰以外の方法」という回答が多かった。次いで多かったのは、男性では「状況により体罰は必要」で、女性では「わからない・悩む」「状況により体罰は必要」などであった。年齢別では、0歳～19歳が「状況により体罰は必要」、20歳～29歳が「状況により体罰は必要」、30歳～39歳が「難しい」、40歳～49歳が「わからない・悩む」、50歳～が「状況により体罰は必要」であった。(いずれも「その他」を除く)

資料2-10 親子支援チーム実績

(1) 支援人数(実人数)

児相 区分 性別	中 央		平 塚		鎌倉三浦		小田原		厚 木		大和綾瀬		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
乳 児	4	1	11	15	3	2	4	4	8	6	2	1	61
幼 児	17	19	25	35	13	22	21	13	39	44	10	8	266
小学生	49	35	63	45	32	27	30	21	50	47	24	21	444
中学生	42	29	26	48	20	20	20	17	45	26	14	17	324
高校生年齢	42	20	25	21	17	15	16	15	27	21	15	15	249
その他	1	5	2	7	1	2	1					2	21
小 計	155	109	152	171	86	88	92	70	169	144	65	64	1,365
合 計	264		323		174		162		313		129		

(2) 相談種別(実人数)

種別 児相	中 央	平 塚	鎌倉三浦	小田原	厚 木	大和綾瀬	合計
養 護	18	18	4	4	38	16	98
養護(虐待)	232	296	161	150	261	105	1,205
障 害	7	4	2	2	9	3	27
非 行	3	4	2	3	3	1	16
育 成	3	1	5	2	2	4	17
その他の種別	1			1			2
合 計	264	323	174	162	313	129	1,365

*年度内で種別が変更になるケースがあるため、「支援人数」の合計と異なる場合があります。

(3) 支援対象(延べ人数)

対象 児相	中 央	平 塚	鎌倉三浦	小田原	厚 木	大和綾瀬	合計
児童本人	7	51	45	83	47		233
実 父	15	47	126	100	69	10	367
実 母	38	167	132	119	142	15	613
実父以外の父親	6	12	7	10	22		57
実母以外の母親	3		1		12	1	17
その他の家族・親族		86	81	91	41	6	305
知人・近隣		1	4	5			10
児童相談所	1,315	1,840	592	1,171	2,010	464	7,392
他の児童相談所	1	16	9	13			39
施設・里親等	239	406	149	458	770	149	2,171
市町村	2	27	26	25	7	1	88
学 校	20	83	73	87	8	20	291
保育所・幼稚園		4	1	9	4		18
医療機関		21	5	48	1		75
その他の機関	2	66	33	25	2		128
合 計	1,648	2,827	1,284	2,244	3,135	666	11,804

(4) 支援内容(延べ回数)

内容 児相	中 央	平 塚	鎌倉三浦	小田原	厚 木	大和綾瀬	合計
アセスメント	4	51	5	30	32	1	123
プランニング	219	70	95	127	433	46	990
(再掲)当事者との協働	41	70	95	62	104	21	393
プランの展開・治療教育		19	5	8	77		109
スタッフへの支援	335	397	133	209	386	78	1,538
ヒアリング	207	242	72	140	292	114	1,067
その他の支援	1	53	212	117	41		424
合 計	766	832	522	631	1,261	239	4,251

資料2-11 保健師業務実績

(1) 業務内容別実績

児童相談所	総計 (%)	個別ケースへの対応											地域との連携					その他				
		面接	訪問・記録				合同ミーティング	ネット会議等	健康教育(集団)	援助方針会議	他	小計	保健所連絡会議	保健師との連絡会議	関係機関連絡会議	連絡調整	小計	児童相談所保健担当者会議	研修		他	小計
			家庭	病院	関係機関	その他													講師	受講		
中央	447.0	20.0	63.5	60.0	36.0	1.0	0.0	9.0	42.0	45.0	13.0	289.5	1.5	7.5	12.5	0.0	21.5	23.0	14.0	11.0	88.0	136.0
	(100)	(4)	(14)	(13)	(8)	(0)	(0)	(2)	(9)	(10)	(3)	(64.8)	(0)	(2)	(3)	(0)	(4.8)	(5)	(3)	(2)	(20)	(30.4)
平塚	453.5	15.0	49.5	67.5	13.0	4.0	0.0	7.5	74.0	54.5	0.0	285.0	9.0	5.0	3.0	6.5	23.5	8.0	10.0	25.5	101.5	145.0
	(100)	(3)	(11)	(15)	(3)	(1)	(0)	(2)	(16)	(12)	(0)	(62.8)	(2)	(1)	(1)	(1)	(5.2)	(2)	(2)	(6)	(22)	(32.0)
鎌倉三浦	487.0	9.0	41.0	58.0	42.0	47.0	29.0	35.0	16.0	60.0	1.0	338.0	10.0	6.0	4.0	8.0	28.0	8.0	13.0	61.0	39.0	121.0
	(100)	(2)	(8)	(12)	(9)	(10)	(6)	(7)	(3)	(12)	(0)	(69.4)	(2)	(1)	(1)	(2)	(5.7)	(2)	(3)	(13)	(8)	(24.8)
小田原	428.0	30.0	18.0	63.0	22.5	3.0	6.0	26.0	34.5	63.0	0.0	266.0	6.0	5.0	12.0	4.0	27.0	8.0	38.0	12.0	77.0	135.0
	(100)	(7)	(4)	(15)	(5)	(1)	(1)	(6)	(8)	(15)	(0)	(62.1)	(1)	(1)	(3)	(1)	(6.3)	(2)	(9)	(3)	(18)	(31.5)
厚木	436.0	22.0	111.5	56.5	15.5	16.0	2.0	35.0	30.5	35.0	1.5	325.5	6.5	3.0	10.0	2.5	22.0	5.0	6.0	9.0	68.5	88.5
	(100)	(5)	(26)	(13)	(4)	(4)	(0)	(8)	(7)	(8)	(0)	(74.7)	(1)	(1)	(2)	(1)	(5.0)	(1)	(1)	(2)	(16)	(20.3)
大瀬和瀬	441.5	16.0	56.5	51.0	16.5	6.5	6.0	17.5	45.0	39.0	14.5	268.5	2.0	1.0	18.5	1.5	23.0	12.5	14.5	33.0	90.0	150.0
	(100)	(4)	(13)	(12)	(4)	(1)	(1)	(4)	(10)	(9)	(3)	(60.8)	(0)	(0)	(4)	(0)	(5.2)	(3)	(3)	(7)	(20)	(34.0)
合計	2,693.0	112.0	340.0	356.0	145.5	77.5	43.0	130.0	242.0	296.5	30.0	1,772.5	35.0	27.5	60.0	22.5	145.0	64.5	95.5	151.5	464.0	775.5
	(100)	(4)	(13)	(13)	(5)	(3)	(2)	(5)	(9)	(11)	(1)	(65.8)	(1)	(1)	(2)	(1)	(5.4)	(2)	(4)	(6)	(17)	(28.8)

上段は、単位数。厚生労働省の保健師活動調査をもとに、半日を1単位として業務従事状況を割合で示したもの。

下段は割合(%)。小計は小数点以下1桁未満を四捨五入、他は小数点以下を四捨五入

(2) 個別ケースへの対応(延べ人数)

児童相談所	面接	電話	訪問	ネット会議等	健康教育
中央	22	110	202	13	21
平塚	30	150	100	7	45
鎌倉三浦	6	300	196	19	15
小田原	26	180	101	32	2
厚木	22	119	100	35	14
大瀬和瀬	37	220	113	32	27
合計	143	1,079	812	138	124

(3) 集団健康教育・研修講義

ア 児童対象

施設等種別	機関数	延べ回数	延べ人数	担当児相
児童養護施設	4	13	71	中央、平塚、鎌倉三浦、小田原、厚木
一時保護所	3	22	362	平塚、厚木、大和綾瀬
高等学校	3	3	308	平塚、小田原、厚木

イ 職員等対象

対象者種別	機関数	延べ回数	延べ人数	担当児相
行政		33	1,275	中央、平塚、鎌倉三浦、小田原、厚木、大和綾瀬
医療機関	1	1	88	平塚
里親		3	87	鎌倉三浦、小田原、厚木
入所施設	3	4	55	小田原

(4) 会議

ア 医療機関との連携会議

児童相談所	回数	出席者数 (延)
中央	1	20
平塚	1	22
鎌倉三浦	1	25
小田原	1	15
大和綾瀬	1	13

イ 管内保健師連絡会議

児童相談所	回数	出席者数 (延)
小田原	2	29

ウ 保健福祉事務所との連絡会議

児童相談所	回数	出席者数 (延)
厚木	1	20

エ 保健担当者会議

児童相談所	回数	出席者数 (延)
6児相	7	52

オ その他会議

児童相談所	回数	出席者数 (延)
6児相	2	46

(5) 学会発表等

テーマ	発表者(研究者)	学会等・日程
児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究	小田原児童相談所 山本恵子	厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 令和4年8月～令和5年3月